

特別区民税・都民税納税通知書記載イメージ

公的年金からの特別徴収は、公的年金受給者の納税の利便や市区町村における徴収の効率化を図る観点から行われています。

Table with columns: 納期限, 納付税額(円). Rows include 普通徴収, 年金特別徴収(今年度徴収分), and 年金特別徴収(翌年度仮徴収分).

引き続き前年度から年金特別徴収となる場合、納付額はありませ...

年金特別徴収のうち、4月支給分以後の仮徴収金額を表示しています。

年金特別徴収のうち、10月支給分以後の本徴収金額を表示しています。

翌年度に年金支給額から仮徴収を行う金額を表示しています。この金額は前年度分の年税額を6等分した額になります。

納税通知書では左の図のように記載されます。

年金特別徴収 初年度 例 年税額 60,000円の場合

Table showing tax amounts for initial year with columns for 普通徴収(個人納付) and 特別徴収(本徴収) across months 6, 8, 10, 12, 2.

年金特別徴収 次年度 例 年税額 36,000円の場合

Table showing tax amounts for next year with columns for 特別徴収(仮徴収) and 特別徴収(本徴収) across months 4, 6, 8, 10, 12, 2.

個人住民税の公的年金からの特別徴収制度

年金特別徴収とは 公的年金を受けている方の納税の便宜を図る目的で、公的年金を支給する際に個人住民税特別区民税(都民税)を差し引いて行う徴収のことです。

対象

個人住民税の納税義務者のうち、前年中に公的年金などを受給している方で、当該年度の初日(4月1日)に年齢基礎年金などを受給している65歳以上の方

ただし、次に該当する方は対象になりません。

- 年金収入のみの方(65歳以上)で公的年金所得のみでは非課税となる方(例えば単身の方は年金収入額155万円以下、配偶者を扶養にしている方は、年金収入額211万円以下の方)

- 公的年金から差し引く住民税額が年齢基礎年金額を超える方
- 中央区で介護保険の特別徴収対象被保険者でない方
- 配当割除額または株式等譲渡所得割除額が均等割額以上ある方

- 対象となる年金は年齢基礎年金などの、老齢または退職を支給事由とする公的年金です。
- 特別徴収の対象税額は、前年中の公的年金所得に係る個人住民税の所得割額および均等割額となります。

年金仮徴収 平成28年度における年金からの特別徴収は、2月分まで行いました。その後、年金特別徴収額の6分の1の額を1回分として4・6・8月分の徴収額とする仮徴収制度が始まっています。

ただし、この金額はあくまでも仮に設定されていますので、平成29年度の住民税額を決定する6月に、決定した税額との調整を行い、その上で本徴収を実施します。なお、税額の計算結果によ

つては年金特別徴収を中止し、普通徴収に変更をして納付書によって納めていただく場合や、多く徴収している仮徴収税額の一部または全部をお返しする場合があります。

計算結果は、6月12日(月)に発送する「特別区民税・都民税納税通知書」に記載をしておりますので、ご確認ください。

納税通知書記載内容

納税通知書に記載をする内容は次のとおりです。

- 本年度特別徴収税額(仮徴収分)4・6・8月徴収分と本徴収分10・12・2月徴収分)
- 翌年度仮徴収額(翌年4・6・8月徴収分)
- 普通徴収税額(公的年金に係る特別徴収税額以外の普通徴収税額または年金特別徴収初年度の普通徴収税額)

- 給与から特別徴収される税額
- 平成29年度の住民税が仮徴収分を下回っている場合は、別途還付通知書をお送りしますので、ご了承ください。

区民税課 電話 (3546)5270

高次脳機能障害者支援

区では、高次脳機能障害のある方と家族に対する支援、障害に対する理解のための事業として、当事者同士の交流会(年4回)の他、専門職による個別相談や講演会を行っています。

交流会

日時 6月17日(土) 午後1時30分～3時

対象 区内在住の高次脳機能障害の方(ご家族・付き添いの方を含む)

定員 15人(先着順)

申込期限

6月15日(木) 午後5時まで

◎交流会終了後、個別相談を希望する方は事前にお申し込みください(4人程度、先着順)。

講演会

日時 7月10日(月) 午後6時30分～8時30分

対象

障害者虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応、その後の切れ目ない支援を行うための虐待通報・相談窓口を設けています(別表参照)。

介護者の急な病気などによる短期入所についてもご相談ください。

障害者の虐待通報・相談窓口

障害者虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応、その後の切れ目ない支援を行うための虐待通報・相談窓口を設けています(別表参照)。

介護者の急な病気などによる短期入所についてもご相談ください。

7月3日(月)までに参加申し込みの際に一緒にお申し込みください(6人程度、先着順)。

共通会場

福祉センター3階会議室

費用

無料

申し込み方法

6月2日(金)から電話またはファックスに①交流会または講演会②氏名・ふりがな③郵便番号・住所④電話番号⑤年齢を記入して回へ申し込む(講演会は区のホームページの電子申請からも可)。

◎手話通訳、介助などが必要な方は事前にお申し出ください。

福祉センター

電話 (3545)9311 FAX (3544)0888

臨時福祉給付金(経済対策分)の手続きはお済みですか

申請書(請求書)提出期限

8月25日(必着) 期限を過ぎると受け付けできません。

受付窓口・コールセンターの設置

区役所内受付窓口設置期間 8月25日(金)まで(土・日曜日、祝日を除く)

申請書(請求書)提出期限

午前9時～午後5時 窓口延長のある水曜日は午後7時まで延長します。

区民センター内受付窓口設置期間

7月31日(月)まで(土・日曜日、祝日を除く) 午前9時～午後5時 コールセンター開設期間

10月31日(火)まで(土・日曜日、祝日を除く)

午前9時～午後5時 臨時福祉給付金コールセンター

区役所・区民センター内の受付窓口には電話はありません。

電話 (3546)5657

別表

Table with columns: 通報・相談先, 窓口および電話の受付日時, 電話番号. Rows include 障害者福祉課相談支援係, 福祉センター(基幹相談支援センター), 中央区保健所健康推進課(保健担当), 日本橋保健センター(保健担当), 月島保健センター(保健担当).